

東京都水道局工事施行適正化推進要綱の解説

令和6年（2024年）7月

 東京都水道局

目 次

第 1 目的	2
第 2 適用対象	2
第 3 入札・契約手続時の配置予定技術者の確認	4
第 4 工事着手時の監理技術者等の確認	13
第 5 工事施行中における施工体制の確認	16
第 6 検査時の確認及び成績評定時の対応	26
第 7 Q & A	26

第 1 目 的

第 1 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入契法」という。）及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年 3 月 9 日閣議決定、令和元年10月18日最終改正。以下「適正化指針」という。）に基づき、東京都水道局が発注する工事について、監督業務等において確認すべき事項等を定め、工事現場の適正な施工体制の確保及び一括下請負の排除を目的とする。

【解 説】

公共工事の品質を確保し、目的物の整備を的確に行うためには、工事の施工段階において監督業務等及び検査業務を確実に行うことが重要である。

特に監督業務等においては、受注者に対し工事現場の主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者を設置する場合は監理技術者補佐）の専任を徹底させ、施工体制が不適切な事案に対しては統一的な対応を行い、工事現場の適正な施工体制を確保することが重要である。

第 2 適用対象

第 2 監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）の専任に関する確認は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第26条第 3 項に該当する工事（契約金額が4,000万円以上のもの。ただし、建築一式工事の場合は、8,000万円以上のもの。）について行う。

なお、監理技術者においては、法第26条の 4 第 1 項に規定する職務を補佐する者として、法施行令第28条で定める監理技術者補佐を専任で置くときは、専任でなくともよい。この場合、同一の特例監理技術者（法第26条第 3 項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者）が兼務できる現場の数は法施行令第29条で定める数とする。

また、法第24条の 8 で作成等が義務付けられている施工体制台帳及び施工体系図等に関する確認は、平成27年 4 月 1 日以降に契約を締結した工事の場合、入契法第15条第 1 項の規定により読み替えられて適用される工事（金額にかかわらず、受注者が下請負契約を締結したもの。）について行う。

【解 説】

1 監理技術者等の職務

主任技術者及び監理技術者又は特例監理技術者の職務は、工事の適正な施行を確保する観点から、当該工事現場における工事の施行の技術上の管理をつかさどることである。

工事の施行に当たり、その施工計画を作成し、具体的な工事の工程管理や工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理を行い、また、工事の施行に伴う公衆災害、労働災害等の発生を防止するための安全管理などを行うとともに、当該工事の施行に従事する者の技術上の指導監督を行うことである（法第26条の 4 第1項）。

また、特例監理技術者は、これらの職務を適正に実施できるよう、監理技術者補佐を適切に指導することが求められる。

このように、主任技術者及び監理技術者又は特例監理技術者の職務は、建設業法において、監理技術者、主任技術者の区分なく示されているが、受注者の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の職務と下請負人の主任技術者の職務に大きく二分して下表のとおり整理する。これを踏まえ、受注者の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び下請負人の主任技術者は職務を誠実に行わなければならない。

特例監理技術者は、これらの職務を監理技術者補佐の補佐を受けて実施することができるが、その場合においても、これらの職務が適正に実施される責務を有することに留意が必要である。監理技術者補佐は、特例監理技術者の指導監督の下、特例監理技術者の職務を補佐することが求められる。また、特例監理技術者が現場に不在の場合においても監理技術者の職務が円滑に行えるよう、監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制を構築しておく必要がある。

なお、下請負人の主任技術者のうち、電機工事、空調衛生工事などにおいて専ら複数工種のマネージメントを行う主任技術者は、受注者との関係においては下請負人の主任技術者の役割を担い、下位の下請負人との関係においては、受注者の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の指導監督の下、受注者の策定する施工管理に関する方針等（施工計画書等）を理解した上で、受注者のみの役割を除き、受注者の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者に近い役割を担う（下表右欄）。

表：主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の職務

	元請の主任技術者、監理技術者 又は特例監理技術者等	下請負人の主任技術者	【参考】下請負人の主任技術者 (専ら複数工種のマネージメント)
役割	○請け負った建設工事全体の統括的施工管理	○請け負った範囲の建設工事の施工管理	○請け負った範囲の建設工事の統括的施工管理
施工計画の作成	○請け負った建設工事全体の施工計画等の作成 ○下請負人の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	○受注者が作成した施工計画書等に基づき、請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○受注者等からの指示に応じた施工要領書等の修正	○請け負った範囲の建設工事の施工要領書等の作成 ○下請負人の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更時等に応じた施工要領書等の修正
工程管理	○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請負人間の工程調整 ○工程会議等の開催、参加、巡回	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○工程会議等への参加※	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○下請負人間の工程調整 ○工程会議等への参加※、巡回
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会い確認、事後確認等の実地の実施	○請け負った範囲の建設工事に関する立会い確認（原則） ○受注者（又は上位下請負人）への施工報告	○請け負った範囲の建設工事に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会い確認、事後確認等の実地の確認
技術的指導	○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守の確認 ○現場作業に係る実地の技術指導	○請け負った範囲の建設工事における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○請け負った範囲の建設工事における現場作業に係る実地の統括的技術指導

※下請負人の主任技術者が非専任の場合には、毎日行う会議等への参加は要しないが、要所の工程会議等には参加し、工程管理を行うことが求められる。

上記の職務の他に、関係法令に基づく職務を監理技術者等が行う場合には、適切にその職務を遂行する必要がある。特に安全管理については、労働安全衛生法(昭和47年6月8日法律第57号)に基づき統括安全衛生責任者等を設置する必要があるが、監理技術者等が兼ねる場合には、適切に行う必要がある。

（令和2年9月30日国不建第130号「監理技術者制度運用マニュアル」（以下「運用マニュアル」という。）「二一三 監理技術者等の職務」を参照）

なお、工事現場における工事の施行に従事する者は、監理技術者、特例監理技術者又は主任技術者があるが、その職務として行う指導に従わなければならない（法第26条の3第2項）。

2 下請負人の主任技術者の当該工事における職務

下請負人の主任技術者の当該工事における職務（専ら複数工種のマネージメントを行い受注者の監理技術者等に近い役割を担うかどうか等）について、例えば、建設業法第24条の7の規定に基づき作成する施工体系図の写しを活用して記載し、下請負人が記載内容を確認する等により、受注者及び下請負人の双方が合意した内容を明確にしておく。（「運用マニュアル」「二一三 監理技術者等の職務」を参照）

3 建設工事の目的物の一部を構成する工場製品の品質管理

請負契約により調達したものだけでなく、売買契約（購入）により調達したものであっても、品質に関する責任は、工場製品を製造する企業だけでなく、工場へ注文した下請負人（又は受注者）やその上位の下請負人、受注者にも生ずる。

このため、当該工場製品を工場へ注文した下請負人（又は受注者）やその上位の下請負人、受注者の監理技術者等は、工場での工程についても合理的な方法で品質管理を行うことが基本であり、主要な工程の立会い確認や規格品及び認定品に関する品質証明書類の確認などの適宜合理的な方法による品質管理を行う必要がある。（「運用マニュアル（二一三監理技術者等の職務）」を参照）

4 監理技術者を支援する技術者の配置

大規模な工事現場等については、監理技術者に認められる役割を一人の監理技術者が直接こなすことは困難であり、良好な施工を確保するためにも、監理技術者を支援する他の技術者を同じ建設会社に所属する技術者の中から配置することが望ましい。ただし、そのような場合も、これらの技術者はあくまでも監理技術者を支援する立場の者であり、一つの工事現場において総括的な立場として一人の監理技術者に情報集約（共同企業体で複数の監理技術者の配置が必要な場合は、それぞれ担当の監理技術者に情報集約）し、監理技術者はこれらの他の技術者の職務を総合的に掌握するとともに指導監督する必要がある。この場合において、適正な施工を確保する観点から、個々の技術者の職務分担を明確にしておく必要があり、発注者から請求があった場合は、その職務分担等について、発注者に説明することが重要である。（「運用マニュアル（二一三監理技術者等の職務）」を参照）

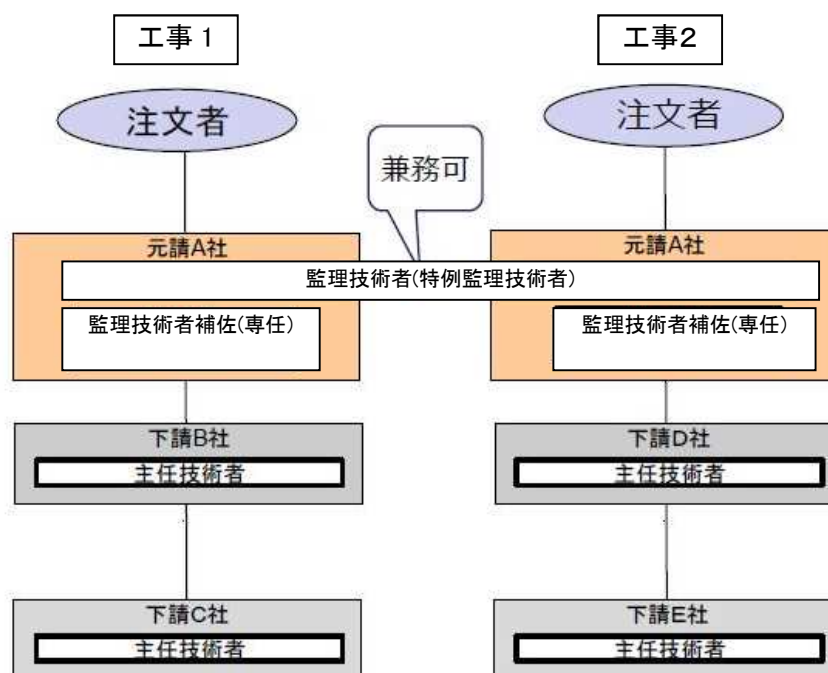
5 監理技術者等と現場代理人との兼務

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事の施行及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる受注者の代理人であり、監理技術者等とは役割等が異なるが、これを兼ねることができる（工事請負契約書の約款（以下「約款」という。）第9条）。

6 特例監理技術者の配置

監理技術者を専任で置くことが必要となる建設工事において、受注者が、特例監理技術者を置く場合（監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合）には、監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任で置かなければならないこととされている（法第二十六条第三項ただし書）（「運用マニュアル（一 主旨（2）建設業法における監理技術者等）」を参照）

なお、特例監理技術者が兼務できる工事現場数は2とされている（法第二十六条第四項、令第二十九条）。



※例：同一の監理技術者が工事1と工事2の監理技術者を兼務

第3 入札・契約手続時の配置予定技術者の確認

第3 入札前の確認は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 契約担当者は、工事希望申込者（以下「申込者」という。）による希望申込み時に「希望票兼予定監理技術者等調書」（以下「調書」という。）の配置予定技術者欄の配置を予定している監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）について、発注者支援データベースシステム（以下「DBシステム」という。）等を利用し、資格の確

認を行う。

- 二 契約担当者は、調書に記入された配置予定技術者が工事希望締切日（指名競争に付す場合であって希望申込みを伴わないものは開札日、随意契約による場合にあっては見積書の提出日）において、申込者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があることを、DBシステム等により確認を行う。ただし、次の場合については、直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとみなす。

（1）建設業者の合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更（契約書又は登記簿謄本等により確認）があった場合には、変更前の建設業者と3か月以上の雇用関係にあるものについては、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

（2）雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けているものについては、その雇用期間にかかわらず、常時雇用されている（恒常的な雇用関係にある）ものとみなす。

（3）平成20年国土交通省告示第85号（以下「告示」という。）附則六の規定により国土交通大臣の認定を受けた企業集団に属する親会社からその子会社（当該企業集団に属するものに限る。）の出向社員を配置予定技術者として配属する場合は、子会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

この場合、配置予定技術者が親会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを確認し、出向であることを証する書面（出向契約書、出向協定書等）により、出向先の会社との間の雇用関係を確認するとともに、親会社と子会社との関係を告示附則六の規定による認定を受けたことを証する書面により確認する。

また、当該企業集団に属する親会社又はその子会社と下請契約を締結しない旨、誓約書の提出を求める。

（4）親会社及びその連結子会社が平成28年5月31日付国土建第119号「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」に基づく国土交通省不動産・建設経済局建設業課長による企業集団確認を受けている場合は、親会社及びその連結子会社の間の出向社員について直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

この場合、配置予定技術者が出向元の会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを確認し、出向であることを証する書面（出向契約書、出向協定書等）により、出向先の会社との間の雇用関係を確認するとともに、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長が交付した企業集団確認書により、出向先の会社と出向元の会社のいずれもが当該企業集団の親会社又は連結子会社に属していることを確認する。

また、当該企業集団を構成する親会社若しくはその連結子会社又は当該親会社の非連結子会社と下請契約を締結しない旨、誓約書の提出を求める。

なお、震災等の自然災害の発生又はそのおそれにより、最寄りの会社において即時に対応することがその後の被害の発生又は拡大を防止する観点から最も合理的である場合等、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 三 契約担当者は、調書に記入された配置予定技術者について、DBシステムの活用により、その者が当該工事に専任できることを確認する。

なお、特例監理技術者においては、専任の確認は不要とする。ただし、同一の特例監理技術者が兼務できる現場の数は法施行令第29条で定める数とする。

- 四 契約担当者は、任意に指名した業者に配置予定技術者を記入した調書を速やかに提出させ、入札日の前日までに第一号から第三号までの確認を行う。

- 五 契約担当者は、配置予定技術者の専任について疑義がある場合は、申込者又は任意に指名した業者に改めて確認を行う。

- 2 入札後及び契約締結前の確認については、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- 一 契約担当者は、開札後、落札予定者とされた者の積算内訳書の内容確認に併せて、調書に記載された配置予定技術者に変更がないかを確認する。

配置予定技術者が監理技術者の場合には、「監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）の写し」及び「国土交通大臣登録講習実施機関の講習の受講修了」を確認する。

配置予定技術者が主任技術者の場合には、主任技術者としての資格要件を備えているかを確認する。

申込者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があることを書類等（健康保険被保険者証の写し、住民税特別徴収税額通知書・変更通知書の写し、被保険者標準報酬決定通知書の写し）により確認する。

また、再度、前項第三号の確認を行う。

二 契約担当者は、配置予定技術者に変更がある場合は、落札予定者が持参する積算内訳書の確認時までに変更理由書（様式随意。ただし、契約書に記名押印する名義、印を使用させるものとする。）及び確認書類を提出させ、配置予定技術者の専任の確保の確認及び恒常的な雇用関係の確認（以下「雇用関係等の確認」という。）ができるときは、配置予定技術者の変更を認め、落札を決定する。

また、契約担当者は、変更される配置予定技術者について、専任の確認及び恒常的な雇用関係等の確認を前項第一号から第三号までと同様に確認する。

なお、総合評価方式による入札の場合は、雇用関係等の確認に加え、新たな配置予定技術者の保有する技術点の合計が、工事希望申込み時の配置予定技術者の保有する技術点の合計以上であることが確認できるときは、配置予定技術者の変更を認め、落札を決定する。

【解 説】

1 指名選定前における対応

(1) 工事希望票等受付時の対応

全ての公表工事を対象として、契約担当者は、当該工事の入札に参加を希望する者から、当該工事への配置予定技術者が記載された調書を受け取る。

なお、監理技術者を配置予定の場合は、D Bシステムを用いて、監理技術者資格の有効期限及び講習を受けた日の属する年の翌年の1月1日から5年以内に講習を受講していることを確認するとともに、希望案件の開札予定日を目安に有効期限を確認する。

なお、配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の必要性は下記ア(ア)～(ウ)のとおりであり、その確認方法は下記イ(ア)～(エ)のとおりである。

ア 直接的かつ恒常的な雇用関係の必要性

(ア) 工事を発注する際、過去の施工実績、施工能力等を評価し信頼した上で指名選定をしているため、この信頼関係を逸することのないよう持っている技術力を十分発揮するために、監理技術者等について、受注者との間の雇用関係が直接的かつ恒常的であることが必要である。

(イ) 直接的な雇用関係とは、監理技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用及び権利構成）が存在することをいう。

また、恒常的な雇用関係とは、工事希望締切日（指名競争に付する場合であって希望申込みを伴わないものは開札日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日）において3か月以上の雇用関係にあることをいう。これに加え、監理技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行うことができることが必要である。

(ウ) 受注者が直接的かつ恒常的な雇用関係のある適格な技術者を工事現場に置かないときは、法第26条（主任技術者及び監理技術者の設置等）に違反することは当然であるが、受注者が適格な技術者を置かないで、請け負った工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる等、その下請負工事の施行に実質的に関与しないことは、法第22条（一括下請負の禁止）の違反にもつながるものである。一括下請負は、発注者の信頼に反するもので、実際上の工事施行の責任の所在を不明確にし、ひいては工事の適正な施行を妨げるものであり、また、中間において利潤を取られる場合が多く、契約金額の増嵩又は工事の質の低下を招くことも予想される。加えて、一括下請負は、商業ブローカー的不良業者の輩出を招くこととなり、健全な建設業の発展が阻害される懸念もある。これらのことから、直接的かつ恒常的な雇用関係を確認し、未然に不適当な技術者が配置されることを回避するものである。

現場に置くべき監理技術者等について、いわゆる「在籍出向」という形態で他の業者から借り受けた者は、直接的かつ恒常的な雇用関係を有しているとは言えない。

イ 直接的かつ恒常的な雇用関係の確認方法

(ア) 監理技術者については、所属、資格（建設業種）及び重複工事の有無について、資格者証に記載されている交付番号をD Bシステムによって検索することにより確認が可能である。

なお、資格者証には所属業者名が記載されており、また、職務に従事する業者の変更や所属業者名の変更があった場合には、30日以内に指定資格者証交付機関（一般財団法人建設業技術者セ

ンター）に対して記載事項の変更を届け出なければならないこととなっている（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「法規則」という。）第17条の16第1項、第17条の17第1項）。

- (イ) 主任技術者については、区市町村が作成する「住民税特別徴収義務者指定及び税額通知書・変更通知書」（業者が事業所に4人以下の従業員を使用する個人事業者の場合で、健康保険被保険者証を発行していない場合）の写し、業者名の記載されている「健康保険被保険者証」（業者が法人の場合、事業所に5人以上の従業員を使用する個人事業者の場合、又は事業所に4人以下の従業員を使用し健康保険被保険者証を交付している団体に加入している事業者の場合）の写しにより確認することを原則とする。その他、雇用関係を示す書類としては、監理技術者資格者証、健康保険被保険者標準報酬決定通知書、源泉徴収票及び経営事項審査申請書の技術職員名簿等がある。

なお、健康保険証被保険者証で事業所名の記載がない等、雇用関係が不明確な場合、記載されている健康保険組合に当該業者について加入の有無を問い合わせる等により確認する。

- (ウ) 工事一件の契約金額が4,000万円（建築一式工事は、8,000万円）以上の工事を対象として、受理した調書等に基づき、D Bシステムの活用等により、配置予定技術者が専任^{※1～8}できることを確認する。

監理技術者についてはD Bシステムの活用等により、主任技術者については申込者及び任意に指名した業者から提出された雇用関係が確認できる書類により、配置予定技術者が工事希望締切日（指名競争に付す場合であって希望申込みを伴わないものは開札日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日）において3か月以上の雇用関係があることを確認する。

- (エ) 共同企業体による工事については、すべての構成員が技術者を適正配置し、共同施工体制を確保しなければならない。このため、すべての構成員の技術者について、監理技術者等の専任の確認及び雇用関係の確認を行う。

※ 1 契約締結前における専任の確認

落札予定者とされた者に対して、監理技術者を配置予定の場合は、「監理技術者資格者証（表・裏）」の写し及び「監理技術者講習修了証」又は「監理技術者講習修了履歴」の写しを受け取り、「資格者証」の有効期限及び講習を受けた日の属する年の翌年の1月1日から5年以内に講習を受講していることを、再度確認する。また、主任技術者を配置予定の場合は、国家資格を有する書類の写し、経歴を有する書類の写し等主任技術者として従事できることを証明する書類の写しを受け取る。さらに、配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類の写しを、受け取る。

また、当該工事の配置予定技術者が、先に提出された調書に記載された配置予定技術者と同一であるか確認するとともに、工事一件の契約金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の工事においては、監理技術者等について再度D Bシステムの活用等により専任できることを確認後、落札を決定する。

配置予定技術者に変更がある場合は、落札予定者が持参する積算内訳書の確認時までに変更理由書（様式随意。ただし、契約書に記名押印する名義、印を使用させるものとする。）及び確認書類を提出させ、雇用関係等の確認を行ったうえで、配置予定技術者の変更を認め、落札を決定する。

雇用関係が確認できる場合とは、新たな配置予定の監理技術者等について、「工事希望票等受付時の雇用確認」と同様に、公的機関が発行する書類により確認を行うものである。また、工事一件の契約金額が4,000万円（建築一式工事は、8,000万円）以上の場合は、受理した変更理由書等に基づき、新たな配置予定技術者が専任できることをD Bシステムの活用等により確認する。

総合評価方式による入札の場合は、雇用関係等の確認に加え、新たな配置予定技術者の保有する技術点の合計が、工事希望申込み時の配置予定技術者の保有する技術点の合計以上であることが確認できるときは、配置予定技術者の変更を認め、落札を決定する。

※ 2 工事現場における技術者の専任

- (1) 監理技術者・主任技術者は、工事の施行における品質確保、安全確保等を図るため施工計画の立案等準備期間における管理・指導が重要であることから、工事一件の契約金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の場合、基本的には契約工期をもって、工事現場ごとに専任でなければならない

(法第26条第3項)。

専任とは、他の工事現場にかかわる職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場にかかわる職務にのみ従事していることを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐（現場の稼働中、特別な理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではない。

（「運用マニュアル（三 監理技術者等の工事現場における専任）」を参照）

- (2) 監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、その期間について設計図書若しくは打合せ記録等の書面により明確になっていることが必要である。

ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）

イ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

エ 工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施行するため、監理技術者又は主任技術者がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者又は主任技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

受注者の監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者は、前述の工事現場への専任を要しない期間であるイに限って、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る）の専任の監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者として従事することができる。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法（元の工事の監理技術者、特例監理技術者又は主任技術者は他の工事の専任の監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者として従事しているため、同じ建設業者に所属する別の技術者による対応とするなどの留意が必要）について、発注者の承諾を得る必要がある。（「運用マニュアル（三 監理技術者等の工事現場における専任（2）監理技術者等の専任期間）」を参照）

- (3) 例えば、下水道工事と区間の重なる道路工事を同一あるいは別々の主体が発注する場合など、密接な関連のある二つ以上の工事を同一の受注者が同一の場所又は近接した場所において施行する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる（建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「法施行令」という。）第27条第2項）。ただし、専任の監理技術者については、この規定は適用されない。

このほか、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、全体の工事を当該受注者が設置する同一の監理技術者、特例監理技術者又は主任技術者が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これらを一つの工事とみなして、同一の監理技術者、特例監理技術者又は主任技術者が当該複数工事全体を管理することができる。

この場合、これらの複数工事にかかわる下請負契約の契約金額の合計額を4,500万円（建築一式工事の場合は、7,000万円）以上とするときは、特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者又は特例監理技術者を設置しなければならない（法第3条第1項（一般建設業と特定建設業の区分）、法第26条第1項及び第2項（主任技術者と監理技術者の区分）等の適用については、一つの工事としてこれらの規定を適用する。）。

- (4) 法施行令第27条第2項の適用については、国土交通省土地・建設産業局建設業課長からの通知「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」（平成26年2月3日付国土建第272号）において、主任技術者の専任配置を緩和する当面の取扱いが示された。

このことを踏まえ、主任技術者の専任配置については、「※3 主任技術者の専任配置の緩和」で示す実施要件、確認事項等により緩和を試行する。

- (5) 技術者配置準備期間（契約確定の日からあらかじめ指定する工事着手日の前日までの期間）を設定（実工期の30%を超えず、かつ、4か月を超えない範囲で設定）する試行対象工事において、技術者配置準備期間中は、現場代理人及び監理技術者等の配置を要しないが、監理技術者等は特定する必要がある。監理技術者等の工事实績情報システム（コリンズ）への登録は、契約後、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条第1項に規定する東京都の休日を除き、10日以内に行う。契約締結後において、技術者配置準備期間内に受注者の準備が整った場合は、監督員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

また、低入札価格調査等により、あらかじめ指定する工事着手日以降に契約確定となる場合は、技術者配置準備期間は設定しない。

- (6) 配置予定技術者の専任をDBシステムで確認する際、工事現場の不稼働又は工場製作段階が明らか場合には、重複が認められることがあるので注意する。

- (7) 特例監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合、適正な施工の確保を図る観点から、当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で置かなければならない。

なお、特例監理技術者が兼務できる工事現場数は2とされている（法第二十六条第四項、令第二十九条）。兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とする。

（「運用マニュアル（三 監理技術者等の工事現場における専任）」を参照）

特例監理技術者の配置要件等については、「※5 監理技術者の専任義務の緩和（特例監理技術者の配置要件）」を参照すること。

※3 主任技術者の専任配置の緩和

主任技術者の専任配置は、工事一件の契約金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上かつ下請負契約の契約金額の合計額が4,500万円（建築一式工事は7,000万円）未満の場合に必要なが、国土交通省通知「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」（平成26年2月3日付国土建第272号）により、法施行令第27条第2項の当面の取扱いが示されたことを受け、専任配置の緩和（以下「兼務」という。）を試行する。

専任を必要とする主任技術者（以下「専任技術者」という。）が兼務できる要件は、次の(1)から(4)までとする。

- (1) ア及びイの両方に該当する工事のうち、ウ又はエに該当する工事は除く。

ア 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事^{※9}又は工事の施行に当たり相互に調整を要する工事^{※10}

※9 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事とは、工事に含まれる主な工作物が同種類のものとする。（例えば、舗装（仮復旧を除く。）、水道施設、下水道施設、コンクリート構造物、土工（切盛土）など）

※10 工事の施行に当たり相互に調整を要する工事とは、

- (1) 工事用道路（施設の出入口等も含む。）を共有しており、工程調整が必要な工事
- (2) 現場発生土等を流用し調整が必要な工事
- (3) 交通規制が必要で相互に影響があり調整が必要な工事
- (4) 同一の河川又は同一の敷地施設の工事
（例えば、公園、住宅、浄水場、水再生センターなど）
- (5) 資材の調達を一括で行う工事

などとする。

イ 工事現場間の相互の間隔が直線距離で10km以内の範囲にある工事

ウ 発注工事が高度な技術を要する工事若しくは施工上相当の困難を伴う工事で案件公表時にその旨を明

示している工事

エ 発注者が適正な施工が困難であると判断する工事（原則として、施工管理に高度な技術を要する工事、第三者の安全確保及び近隣への対応に特別な配慮が必要な工事及び施工に緊急を要する工事）

（２）同一の専任技術者が兼務できる工事件数は、２件までとする。

（３）都及び都以外（原則として国、地方公共団体及びその監理団体とする。）が発注する工事との間で、同一の専任技術者に兼務させる場合には、他発注機関が定める条件、確認方法等について相互の条件が合致し、発注者間で相互に認めた場合に限り実施できる。

（４）対象は、元請負人の専任技術者とする。

※４ 専任技術者の兼務を認める場合の確認事項等

専任技術者の兼務を認める場合は、通常の確認に加え、（１）から（２）までの確認等を行うものとする。

（１）入札・契約手続時における確認

ア 公表から希望申請受付終了まで

（ア）契約担当者は、工事希望申込者（以下「申込者」という。）が専任技術者の兼務を希望する場合は、希望申込み時に「希望票兼予定監理技術者等調書」（以下「調書」という。）及び「専任を必要とする主任技術者の兼務申請書」（以下「兼務申請書」という。）を電子調達システムにより提出させることとする。なお、兼務申請書における提出者の押印は省略しても差し支えないものとする。ただし、電子調達システム以外の方法により提出された兼務申請書で押印がない場合は、記載された所在地、会社名、代表者職氏名等が電子調達システムの業者基本情報等と相違ないことを確認の上、受理すること。

（イ）（ア）の提出に当たっては、兼務申請書内の「希望申込み案件の工事主管部署確認欄」（以下「申込工事確認欄」という。）及び「既に履行中の工事の工事主管部署確認欄」（以下「履行工事確認欄」という。）の確認（押印又は署名）は必要としない。

（ウ）「既に履行中の工事」が非専任となる工事であっても、都においては、兼務申請の対象となるため、申込者から兼務申請書を提出させる。

（エ）契約担当者は、兼務申請書が提出されていないにもかかわらず、ＤＢシステムにおいて、専任技術者が他工事を兼務していることが確認された場合は、申込者に確認する。

なお、兼務申請書が提出されない場合は、配置予定技術者として認めない。

（オ）契約担当者は、兼務申請書の提出を受けた場合は、希望申込み案件の工事主管部署に送付し、情報提供を行う。

イ 希望申請受付終了から入札締切日まで

（ア）契約担当者は、指名通知により指名を受けた申込者から、申込工事確認欄及び履行工事確認欄に押印又は署名された兼務申請書を入札締切日までに提出させる。

（イ）希望案件の工事主管部署による確認は、原則として工事主管課長が行い、担当者等が申込者と接触することや申込者名を知ることのないようにする。

（ウ）工事主管課長は、申込者から、兼務申請書に記載された工事について説明を受け、兼務の可否を判断する。兼務を認める場合は兼務申請書の確認欄に押印又は署名し、認めない場合は、その理由を申込者に説明すること。

なお、申込者の兼務申請書の提出期限を鑑み、確認は速やかに行うこと。

ウ 開札日

（ア）「既に履行中の工事主管部署」又は「希望申込み案件の工事主管部署」において兼務が認められず申請書が提出できない場合で、申込者が兼務をしない専任技術者に変更を希望するときは、再度、調書を提出させる。

（イ）変更する場合は、開札後、落札予定者が持参する積算内訳書の確認時まで可能とし、積算内訳書の確認時までに申込工事確認欄及び履行工事確認欄に押印又は署名された兼務申請書を提出しない申込者の入札は無効とする。

エ その他

任意選定業者についても、同様の取扱いとする。

(2) 公表時の注意事項

ア 契約担当者は、工事主管部署が専任技術者の兼務を認めないとする案件を公表する際には、その旨及びその理由を付して発注予定表に記載すること。

また、これ以外の案件については、発注予定表に工事主管部署及び連絡先を記載すること。

イ 契約担当者は、専任技術者の兼務を認める案件又は認めない案件にかかわらず、「専任を必要とする主任技術者の兼務について（HP掲載用）」を添付すること。

※ 5 監理技術者の専任義務の緩和（特例監理技術者の配置要件）

監理技術者の専任義務の緩和について、「東京都水道局発注工事における建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて」に基づき、特例監理技術者の配置を認める要件は次の（1）から（12）までとする。

(1) 起工金額が以下の金額以下の工事であること。

ア 土木工事・土木設備工事（電気・機械）・電気設備工事・機械設備工事：3億円

イ 建築工事・建築設備工事（電気・機械）：2億円

※各工事の特性を踏まえ、起工金額が上記の金額以下でも特例監理技術者の配置を認めないことができる。

(2) 兼務する工事が維持工事でないこと。

※ここでいう「維持工事」とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）等をいう。（以下、同じ）。

(3) 監理技術者補佐を専任で配置すること。

(4) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格若しくは学歴や実務経験による監理技術者の資格を有する者であること。

なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

(5) 特例監理技術者は工事希望締切日（指名競争入札に付する場合であって希望申込みを伴わないものは開札日、随意契約による場合にあっては見積書の提出日）において、監理技術者補佐は配置を予定する日において、それぞれ3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(6) 特例監理技術者が兼務できる工事数は2件までであること。

(7) 特例監理技術者が兼務できる工事は、東京都水道局発注工事以外でも可能とする（民間工事を含む）。

(8) 特例監理技術者が兼務できる工事は、特例監理技術者としての職務を適正に遂行できる範囲内にあること。※範囲は、下記を標準とする。ただし、各工事の特性等を踏まえ、個別に範囲設定を可能とする。

業種	範囲
土木工事	東京都内（河川工事については、沿川区市町村 等）
土木設備工事（電気・機械） 電気設備工事・機械設備工事 建築工事 建築設備工事（電気・機械）	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県の都県内

※島しょ部は、原則として島しょ部の工事間でのみ兼務可能とする。

- (9) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- (10) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (11) 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。
- (12) 契約方式が総合評価方式でないこと。(都発注工事に限る)。

※ 6 特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項等

入札参加者が特例監理技術者の配置を予定している場合は、「東京都水道局発注工事における建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて」の「7 配置要件の確認」に基づき確認等を行うものとする。

※ 7 営業所における専任の技術者と主任技術者又は監理技術者との関係

営業所における専任の技術者（以下「営業所専任技術者」という。）は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められている。ただし、特例として、平成15年4月21日付、国総建第18号「営業所における専任の技術者の取扱いについて」及び「運用マニュアル（二一 監理技術者等の配置（5）営業所における専任の技術者と主任技術者又は監理技術者との関係）」のとおり、以下の①～⑤の要件に該当する場合は、工事の現場における主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）となることができる。

- ① 当該技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
- ② 建設業法第26条第3項に規定される主任技術者等の専任配置が必要な工事でないこと
- ③ 当該営業所において契約締結される工事であること
- ④ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しう程度に工事現場と営業所が近接していること
- ⑤ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること

このうち、④の「営業所に近接した工事現場」の取扱いについて、当面の間、次のとおりとする。

「営業所に近接した工事現場」とは、営業所と工事現場の間隔が直線距離で10km 以内の範囲にある場合とする。島しょ部においては、営業所と工事現場が同一島内にある場合とする。ただし、発注する工事の内容が高度な技術を要するものや施工上相当の困難を伴うもの等、工事主管部署が適正な施工が困難であると判断するものを除く。

※ 8 営業所専任技術者の工事現場への配置に関する確認方法等

(1) 起工書及び発注予定表への記載

起工担当者及び契約担当者は、専任の主任技術者等の配置を必要としない工事において、発注する工事の内容が高度な技術を要するものや施工上相当の困難を伴うもの等、適正な施工が困難であると判断するものに該当する場合、起工書及び発注予定表にそれぞれ以下の記載例を参考に記載する。

（起工書記載例）

「本工事は、営業所専任技術者の配置を認めない工事である。」

（発注予定表記載例）

「配置予定技術者は営業所専任技術者でないこと。」

(2) 申請等の手続

契約担当者は、工事希望申込者（以下「申込者」という。）が営業所専任技術者の配置を希望する場合は、工事希望票等受付時に「営業所専任技術者の配置を予定している場合の確認事項」を電子調達システムにより提出させることとする。

(3) 要件の確認

契約担当者は、配置予定技術者の確認時に、通常の確認に加え、申込者から提出された「営業

所専任技術者の配置を予定している場合の確認事項」により、営業所専任技術者が主任技術者等となることができる要件を満たしていることを確認する。

2 指名選定時の対応

調書等において、専任等に問題がある場合は申込者に対し調書等の内容について確認する。

第4 工事着手時の監理技術者等の確認

第4 監督員（東京都水道局工事施行規程（昭和46年水道局管理規程第31号）第19条第1項で規定する職員をいう。）は、受注者から一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「センター」という。）発行の「登録のための確認のお願い」の提出を受け、事前に内容を確認した上で受注者に対し、工事实績情報システム（以下「コリンズ」という。）へ、「東京都の休日に関する条例」（平成元年東京都条例第10号）第1条第1項に規定する東京都の休日（以下「休日」という。）を除き、契約後（着手指定の場合は着手後）10日以内に登録するよう指示する。

また、登録後は、センター発行の「登録内容確認書」の提出を受け、コリンズに内容が正しく登録されていることを確認する。

2 監督員は、各工事の契約書の定めにより受注者から提出される「現場代理人及び主任技術者等通知書（水道工事用書類・様式の記載例集）」において、現場代理人については常駐できることを、監理技術者等については、工事一件の契約金額が4,000万円（建築一式工事は、8,000万円）以上の工事の場合は専任できることを確認する。

なお、監理技術者においては、法第26条の4第1項に規定する職務を補佐する者として、法施行令第28条で定める監理技術者補佐を専任で置くときは、専任でなくともよい。ただし、同一の特例監理技術者が兼務できる現場の数は法施行令第29条で定める数とする。

3 監督員は、受注者から通知された現場代理人については雇用関係を、監理技術者等については雇用関係及び資格要件等を、資格者証（実物）、監理技術者講習修了履歴（実物）、雇用関係を示す書類及び経歴書等により確認する。

4 第1項から第3項までの確認において疑義がある場合は、現場代理人の常駐や監理技術者等の専任について、総括監督員（東京都水道局工事施行規程第19条第2項に定める総括監督員をいう。）が面談等により調査を行う。

なお、調査の結果、現場代理人や監理技術者等の配置が適正でない場合は、関係部署に通知する。

【解説】

1 関係書類等の送付

契約締結後、調書、雇用関係書類等が契約担当課から工事担当課へ送付される。

2 配置技術者等の確認※11～14

監督員は、受注者から現場代理人及び主任技術者等通知書の提出を受け、資格要件、実務経験等確認する。現場代理人が常駐できることの確認は、DBシステムの活用等により他工事で専任していないことを確認する。

なお、下請負契約の契約金額の合計額が4,500万円（建築一式工事の場合は、7,000万円）以上となるような場合には、受注者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を配置しなければならない。（法第26条第2項）

（1）主任技術者の資格要件

次の要件のいずれかに該当する者

- ア 高等学校（旧中学、実業高校を含む）卒業後5年以上の実務経験を有する者又は大学若しくは高等専門学校（旧専門学校を含む）卒業後3年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めた者
- イ 当該工事の種類に応じた10年以上の実務経験を有する者
- ウ 国土交通大臣が上記ア若しくはイと同等以上の知識及び技術又は技能を有する者と認定した者
- エ 1・2級施工管理技士等の国家資格者

(2) 監理技術者の資格要件

次の要件のいずれかに該当する者（ただし、専任の監理技術者又は特例監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受け、かつ国土交通大臣登録講習実施機関の講習を受講している者でなければならない。（監理技術者講習の有効期限は、起算日が講習を受講した日の属する年の翌年の1月1日となり、同日から5年後の12月31日））

（指定建設業以外）

ア 1級施工管理技士等の国家資格者

イ 主任技術者の資格を有する者のうち、当該工事の種類に応じ、発注者から直接請け負い、その契約金額が4,500万円以上（平成6年12月28日前の工事については3,000万円以上、昭和59年10月1日前の工事については1,500万円以上）の工事に関して2年以上指導監督的な実務経験を有する者

ウ 国土交通大臣が上記ア又はイと同等以上の能力を有する者と認定した者

（指定建設業）

ア 1級施工管理技士等の国家資格者

イ 国土交通大臣特別認定者

(3) 監理技術者補佐の資格要件

監理技術者を補佐する者の要件は、主任技術者要件を満たす者のうち、監理技術者の職務に係る基礎的な知識及び能力を有する者であることとする（法施行令第28条）。

ア 主任技術者の資格を有する者のうち一級の第一次検定に合格した者

イ 法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者

「監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件に該当する者」を定める告示（令和2年9月30日付国土交通省告示第1517号）

(4) 監理技術者の専任義務の緩和（特例監理技術者の配置要件）

監理技術者の専任義務の緩和について、「東京都水道局発注工事における建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて」に基づき、監督員は下記の内容を確認する。

ア 特例監理技術者の要件確認

- ・ 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。
- ・ 特例監理技術者が兼務する工事の施工場所は、本工事の特記仕様書で兼務が認められている範囲内であること。
- ・ 兼務する工事が維持工事でないこと。

イ 監理技術者補佐の要件確認

- ・ 監理技術者補佐する者を専任で配置すること。
- ・ 監理技術者補佐の資格を有することを書類で確認（監理技術者資格者証の写し、一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写し、一級施工管理技士補の合格証明書の写しなど）。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- ・ 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは配置時点の日において3か月以上の雇用関係があることをいう（契約当初から配置する場合は契約確定（締結）日の翌日以前に3か月以上）。
- ・ 監理技術者補佐の資格を有することを書類で確認（監理技術者資格者証の写し、一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写し、一級施工管理技士補の合格証明書の写しなど）

ウ 現場体制の確認

監督員は施工計画書により、下記の要件を確認する。

- ・ 特例監理技術者が、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。

- ・ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ・ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかになっていること。

(5) 監理技術者等の適正配置が確認できない場合の措置及び契約解除権について

監理技術者等の適正配置が確認できない場合は、指示書等により、監理技術者等の配置については是正するよう指示を行う。

再三の指示にもかかわらず、是正措置が認められない場合には、速やかに契約担当課へ報告し、契約の解除を含めて適切に対処する。さらに、建設業法違反の旨を都市整備局市街地建築部建設業課に通知する。

受注者が主任技術者、監理技術者（特例監理技術者を含む）（工事一件の契約金額が4,000万円（建築一式工事は、8,000万円）以上の場合、専任の主任技術者又は専任の監理技術者若しくは特例監理技術者）を設置しなかったときは、発注者は当該請負工事契約を解除することができる。（約款第43条第1項第3号）

※11 資格者証の所属業者の記載や主任技術者の雇用関係に疑義がある場合

- (1) 本人に対しては健康保険被保険者証の提示を求め確認する。
- (2) 受注者に対しては健康保険被保険者標準報酬決定通知書、区市町村税等の特別徴収税額通知書、当該技術者の工事経歴書等の提示を求め確認する。

※12 監理技術者等の設置における考え方

建設工事の適正な施行を確保するためには、請け負った工事の内容を勘案し適切な技術者を適正に配置する必要がある。このため、受注者は、事前に監理技術者又は特例監理技術者を設置する工事に該当すると判断される場合には、当初から監理技術者又は特例監理技術者を設置しなければならず、監理技術者又は特例監理技術者を設置する工事に該当するかどうか流動的であるものについても、工事途中の技術者の変更が生じないよう監理技術者になり得る資格を有する技術者を当初から設置しておくべきである。

なお、専任の監理技術者が、工期途中に監理技術者補佐を設置して当該監理技術者が他の工事現場を兼務することにより、特例監理技術者となることは、技術者の変更にはあたらない。特例監理技術者が専任の監理技術者になることも同様である。

また、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐の区分にかかわらず、下請負契約の額が小さくとも工事の規模、難易度等によっては、高度の技術力を持つ技術者が必要となり、国家資格者等の活用を図ることが適切な場合がある。受注者は、これらの点も勘案しつつ、適切に技術者を配置する必要がある。

主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐の配置は、原則として1名が望ましい。

なお、共同企業体などで複数の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者を配置する場合は、代表する主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者を明確にし、情報集約するとともに、職務分担を明確にしておく必要があり、発注者から請求があった場合は、その職務分担等について発注者に説明することが重要である。（「運用マニュアル（二一 監理技術者等の設置（1）監理技術者等の設置における考え方）」を参照）

※13 共同企業体における監理技術者等の配置

- (1) 建設業法においては、建設業者はその請け負った建設工事を施行するときは、当該工事に関し、当該工事現場における建設工事の施行の技術上の管理をつかさどる監理技術者等を置かなければならないこととされている。

この規定は共同企業体の各構成員にも適用され、下請負契約の契約金額の合計額が4,500万円（建築一式工事の場合は、7,000万円）以上となる場合には、特定建設業者たる構成員一社以上が監理技術者又は特例監理技術者を設置しなければならない。（共同企業体の場合、構成員のうち1社が監理技術者、他の構成員が主任技術者。）

また、その契約金額が4,000万円（建築一式工事の場合は、8,000万円）以上となる場合は設置された主任技術者又は監理技術者は専任でなければならない。（共同企業体の場合、監理技術者及び主任技術者は当該工事に専任）（特例監理技術者を設置した場合を除く。）

なお、共同企業体が公共工事を施行する場合には、原則として特定建設業者たる代表者が、契約金

額にかかわらず監理技術者を専任で設置すべきである。（特例監理技術者を設置した場合を除く。）
その他の構成員は、主任技術者を当該工事現場に設置しなければならない。

- (2) 共同企業体による建設工事の施行が円滑かつ効率的に実施されるためには、すべての構成員が、施行しようとする工事にふさわしい技術者を適正に設置し、共同施工の体制を確保しなければならない。したがって、各構成員から派遣される技術者の数、資格、配置等は、信頼と協調に基づく共同施工を確保する観点から、工事の規模・内容等に応じ適正に決定される必要がある。

このため、編成表の作成等現場職員の配置の決定に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 工事の規模、性格、出資比率等を勘案し、各構成員の適正な設置人数を確保すること。

イ 構成員間における対等の立場での協議を確保するため、派遣される職員は、ポストに応じ経験、年齢、資格等を勘案して決定すること。

ウ 特定の構成員に権限が集中することのないように配慮すること。

エ 各構成員の有する技術力が最大限に発揮されるよう配慮すること

- (3) 共同施工体制を施工計画書の編成表等により具体的に明示するよう指導する。

（「運用マニュアル（二一 二 監理技術者等の配置（2）共同企業体における監理技術者等の設置）」を参照）

※14 事業協同組合等における監理技術者等の配置

事業協同組合等が工事を施行する場合においても、監理技術者等は組合と直接かつ恒常的な雇用関係が必要となる。

第5 工事施行中における施工体制の確認

第5 施工体制台帳、施工体系図等の確認については、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- 一 監督員は、受注者に施工体制台帳及び施工体系図の写しを提出させ、施工体制台帳について、法施行規則第14条の2及び第14条の4に掲げる記載事項の確認を行う。

施工体系図は法施行規則第14条の6に掲げる記載事項の確認を行う。

また、内容の変更があった場合も同様とする。

- 二 監督員及び点検等を行う職員（以下「監督員等」という。）は、工事現場点検等において、受注者が施工体制台帳を現場に備えているか、施工体系図を現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しているかを確認する。

また、提出されている施工体制台帳及び施工体系図の写しが現場に備えてあるか、又は掲示してある内容と一致しているかを確認する。内容の変更があった場合も同様とする。

- 三 監督員等は、工事現場点検等により、法律等で定められている標識が適正に掲示されているかを確認する。

- 2 現場の常駐状況等の確認については、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- 一 監督員は、受注者に対して、監理技術者等が常に資格者証及び監理技術者講習修了履歴等を携帯し、監理技術者等であることが確認できる腕章を着用するように指示を行い、その確認を行う。

- 二 監督員等は、工事現場点検等において、現場代理人の常駐状況及び監理技術者等の専任状況並びに現場不在の場合の連絡体制についての確認を行う。

- 三 監督員等は、工事現場点検等において、受注者の下請負工事への実質的な関与（工程管理、品質管理、安全管理及び下請負人への技術指導・監督等）についての確認を行う。

- 3 監理技術者等の交代については、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等真にやむを得ない場合に認めるものとする。ただし、次に掲げる理由等の場合は、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保され、かつ、一定期間重複して工事現場に配置し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められるときに限り、変更を認めるものとする。

- 一 受注者の責めによらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合

- 二 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点

三 一つの契約工期が多年に及ぶ場合

なお、交代する監理技術者等についても、当該工事における入札・契約手続の公平性を確保するため、第3号第1項第2号に示す雇用関係を有するものとする。

また、配置技術者等（現場代理人及び監理技術者等）を交代した場合、工期を変更した場合及び契約金額が500万円をまたいで変更になった場合には、監督員は、受注者からセンター発行の「登録のための確認のお願い」の提出を受け、事前に変更内容を確認した上で、コリンズへ、変更があった日から休日を除き10日以内に変更登録するよう指示する。

変更登録後は、センター発行の「変更内容確認書」の提出を受け受注者に対し、コリンズに変更内容が正しく登録されていることを確認する。

- 4 監督員は、第1項から第3項までの施工体制台帳及び施工体系図等の確認の結果、工事現場の施工体制に不適切な点がある場合には、受注者に対して指示書等による文書にて改善の指示を行う。

また、指示の結果、改善が見られない場合には、総括監督員が面談等により、現場における実態等について調査を行う。

なお、調査の結果、工事現場の適正な施工体制が確保されていない場合は、入契法第11条に基づき関係部署に通知する。

- 5 第1項第1号の施工体制台帳及び施工体系図の記載事項の確認の結果、著しく短い工期とする下請負契約の疑義がある場合には、総括監督員が面談等により、現場における実態等について調査を行う。

なお、調査の結果、著しく短い工期とする下請負契約と疑うに足る事実があった場合は、入契法第11条に基づき関係部署に通知する。

- 6 第2項第2号及び第3号の現場の常駐状況等の確認の結果、一括下請負の疑義がある場合には、総括監督員が面談等により、現場における実態等について調査を行う。

なお、調査の結果、一括下請負と疑うに足る事実があった場合は、入契法第11条に基づき関係部署に通知する。

【解 説】

1 施工体制台帳等の提出及び施工体系図の掲示

受注者は、その下請負人が建設業法等の関係法令に違反しないよう指導に努めなければならない（法第24条の6）。このような下請負人に対する指導監督を行うためには、まず、受注者の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者が工事の施工体制を的確に把握しておく必要がある。（「運用マニュアル（五 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成（1）施行体制台帳の整備）」を参照）

受注者は、平成27年4月1日以降に契約を締結した工事については金額にかかわらず下請負契約を締結したときに、下請負人から提出された再下請負通知書等に基づき、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え付け、監督員へ写しを提出しなければならない（入契法第15条第1項及び第2項）。

また、作成した施工体制台帳に基づき、工事現場における施工の分担関係を明示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所（当該工事の施工作業範囲内で、原則的には屋外をいう）に掲示（入契法第15条第1項）し、その写しを監督員に提出しなければならない。（「運用マニュアル（五 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成（2）施行体系図の作成）」を参照）

監督員は、受注者から提出された施工体制台帳に記載された一次下請負業者について、施工体制台帳の「社会保険等の加入状況」欄において、社会保険等の加入状況の確認を行う。ただし、建設業許可の申請又は更新の申請日が令和2年10月1日以降であって、かつ許可又は更新を受けた場合、社会保険等の加入状況の確認を省略できる。

また、少なくとも一社以上の一次下請負業者について、経営事項審査結果通知書等の書類で、社会保険等の加入状況を確認する。確認の結果、未加入の場合は加入指導を行う。加入指導をしてもなお未加入の一次下請負業者がある場合は、元請業者に対して工事成績評定の減点（工事成績評定の対象となる工事に限る）を行うとともに、当該一次下請負業者の名称等を建設業所管部門へ通報する（「東京都水道局が発注する工事における一次下請契約の社会保険等未加入対策の徹底について（試行）の一部改正について」（令和2年9月30日付2水経契第258号））。

（1）施行体制台帳について

ア 施工体制台帳等の作成すべき範囲

- ・下請契約した工事の内容
- ・施工に必要な建設業許可業種
- ・健康保険等の加入状況
- ・外国人技能実習生、外国人建設就労者及び1号特定技能の従事状況
- ・建設工事に従事する者に関する事項（氏名、生年月日、年齢、職種、社会保険の加入状況等）

○再下請負人に関する事項

- ・下請負人に関する事項
- ・下請契約した工事の内容
- ・施工に必要な建設業許可業種
- ・健康保険等の加入状況
- ・外国人技能実習生、外国人建設就労者及び1号特定技能の従事状況
- ・建設工事に従事する者に関する事項（氏名、生年月日、年齢、職種、社会保険の加入状況等）

イ 添付すべき書類（法規則第14条の4第2項）

- ・再下請負人との契約書の写し

（3）施工体系図について

ア 記載する事項（法規則第14条の6）

○商号又は名称

○発注者から請け負った工事に関する事項

- ・建設工事の名称及び工期
- ・発注者の名称
- ・当該作成建設業者が置く主任技術者又は監理技術者の氏名
- ・監理技術者補佐を置くときは、その者の氏名
- ・第十四条の二第一項第二号トに規定する者を置くときは、その者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容

○下請負人で現にその請け負った建設工事を施工しているものに関する事項

- ・商号又は名称
- ・代表者の氏名
- ・一般建設業又は特定建設業の別
- ・許可番号

○前号の請け負った建設工事に関する次に掲げる事項

- ・建設工事の内容及び工期
- ・特定専門工事の該当の有無
- ・下請負人が置く主任技術者の氏名
- ・第十四条の二第一項第四号ヘに規定する者を置くときは、その者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容

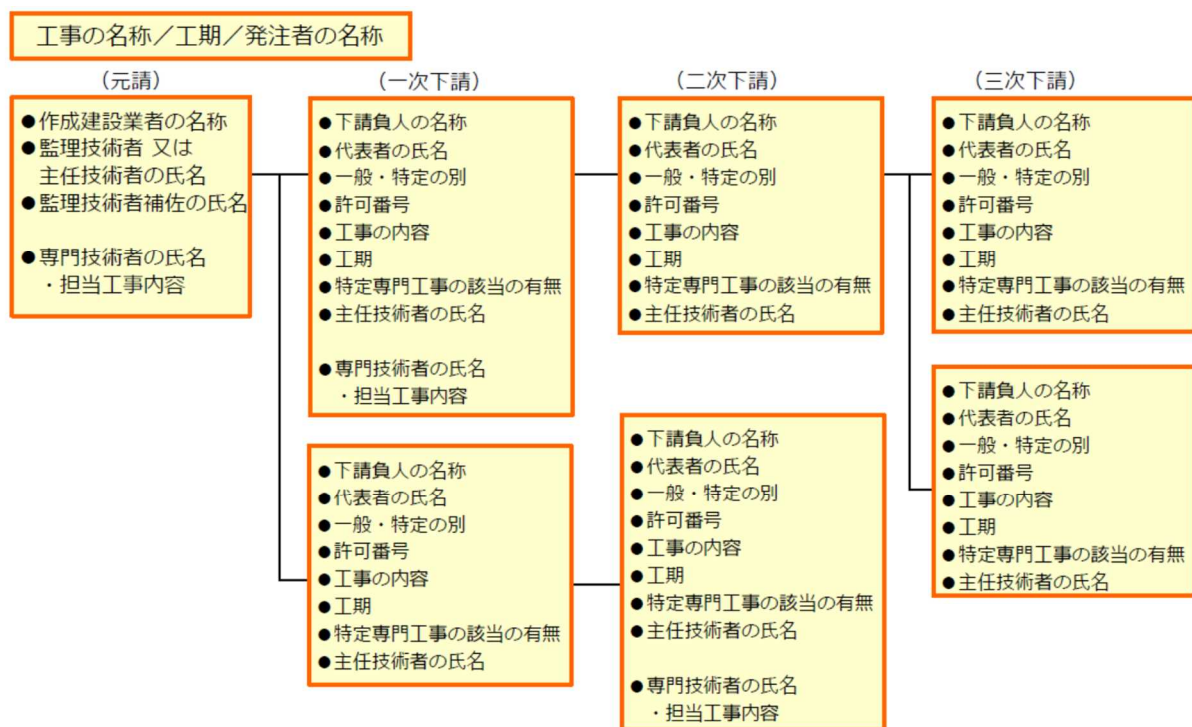


図 5 - 2 : 施工体系図記載事項について（三次下請までである場合の例）

参考：「建設工事の適正な施工を確保するための建設業法（令和 5.1 版）」関東地方整備局 HP

2 工事現場に掲げる標識

工事の施行が建設業法による許可を受けた適法な業者によってなされていることを対外的に明らかにすることはもとより、建設業は多数の工事業者が同時に施行に携わるため、安全施工、災害防止等の責任が曖昧になりがちであることから、対外的にその責任主体を明確にすることが必要である。

このため、受注者は、建設業許可に関する事項のほか、主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の氏名、現場専任の有無（監理技術者補佐を配置している場合はその旨）、資格名、資格者証交付番号を記載した標識等を掲げなければならない。（「運用マニュアル（六 工事現場への標識の掲示）」を参照）

- (1) 建設業の許可を受けたことを表す標識（法第40条）→公衆の見やすい場所
- (2) 労災保険関係成立を表す標識（労働者災害補償保険法施行規則第49条）→工事関係者及び公衆が見やすい場所（当該工事の施行作業範囲内で、原則的には屋外をいう。例えば、現場事務所、工事現場の出入口等の見やすい場所など）
- (3) 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識→(2)に同じ

なお、建設業退職金共済制度については標準仕様書等において、「受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事着手後 1 箇月以内に発注者へ提出すること」と明記している。監督員は、標識設置を現場で確認する。

3 現場代理人の常駐及び監理技術者等の専任の確認

監督員は、施工体制台帳及び施工体系図等に基づき、現場代理人の常駐状況、監理技術者等の専任状況を確認する。その際、腕章の着用並びに監理技術者資格者証及び監理技術者資格証の裏面に貼付けされる監理技術者講習修了履歴を必ず確認する。なお、標準仕様書において、専任の監理技術者等が現場で腕章を着用することを明記している。

また、下請負人であっても、下請負契約の契約金額が 3,500 万円以上の工事を施行する場合は、現場ごとに専任の主任技術者を配置しなければならない（法第26第3項）ので、必要に応じその専任を確認する。下請負工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請負工事が実際に施工されている期間とする。（「運用マニュアル（三 監理技術者等の工事現場に

おける専任（２）監理技術者等の専任期間）」を参照）

施工体制に係る全ての下請負人の主任技術者については、工事現場への専任を要しない期間（担当する下請負工事が実際に施工されていない期間）に限って、発注者、受注者及び上位の下請負人全ての承諾があれば、発注者、受注者及び上位の下請負人の全てが同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る）の専任の主任技術者として従事することができる。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法（元の工事の主任技術者は他の工事の専任の主任技術者として従事しているため、同じ建設業者に所属する別の技術者による対応とするなどの留意が必要）について、発注者、受注者及び上位の下請負人全ての承諾を得る必要がある。（「運用マニュアル（三 監理技術者等の工事現場における専任（２）監理技術者等の専任期間）」を参照）

なお、専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐は、継続的な技術研鑽の重要性や建設業の働き方改革を推進する観点を踏まえ、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、受注者の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の場合は発注者、下請負人の主任技術者の場合は、受注者または上位の下請負人の了解を得ていることを前提として、差支えない。（「運用マニュアル（三 監理技術者等の工事現場における専任（１）工事現場における監理技術者等の専任の基本的な考え方）」を参照）

４ 主任技術者の配置義務の合理化

特定専門工事（土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要がある工事をいう。以下同じ。）において、受注者又は上位下請（以下「元請等」という。）が置く主任技術者が自らその職務と併せて、直接契約を締結した下請（建設業者である下請に限る。）の主任技術者が行すべき職務を行うことを、元請等及び当該下請が書面により合意した場合は、当該下請に主任技術者を置かなくてもよいこととされている。（法第26条の３第１項）

（１）特定専門工事の対象となる建設工事

鉄筋工事及び型枠工事（法施行令第30条第１項）

（２）下請契約の請負代金の額（特定専門工事の対象となる建設工事）

元請等が本工事を施工するための下請契約の請負代金が4000万未満のもの（下請契約が２以上あるときは合計額）が対象。（法施行令第30条第２項）

（３）手続き

元請等と下請負人の合意は、書面により、当該特定専門工事の内容、元請等が置く主任技術者の氏名その他の国土交通省令（施行規則第17条の６）で定める事項を明らかにしてするものとされた。加えて、元請等は、この合意をしようとするときは、あらかじめ、注文者の書面による承諾を得なければならない。

（４）設置される主任技術者の要件

元請等が置く主任技術者は、当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験を有し、当該工事の現場に専任でなければならない（法第26条の３第６項第１号）。「指導監督的な実務の経験」とは、工事現場主任者、工事現場監督者、職長などの立場で、部下や下請業者等に対して工事の技術面を総合的に指導・監督した経験が対象となる。

なお、元請等と当該下請との契約は請負契約であり、当該下請に主任技術者を置かない場合においても、元請等の主任技術者から当該下請への指示は、当該下請の事業主又は現場代理人などの工事現場の責任者に対し行われなければならない。元請等の主任技術者が当該下請の作業員に直接作業を指示することは、労働者派遣（いわゆる偽装請負）と見なされる場合があることに留意する必要がある。

（５）再下請負の禁止

特定専門工事の下請負人は、その下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない。

（６）工事現場における専任

特定専門工事において、元請等の主任技術者は、直接契約を締結した下請が（建設業者である下請に限る。）主任技術者を置かない場合、適正な施工を確保する観点から、工事現場ごとに専任の者を置くこと等を求めている。（「運用マニュアル（二一 二 監理技術者等の設置（１）監理技術者等の設置における考え方）」を参照）

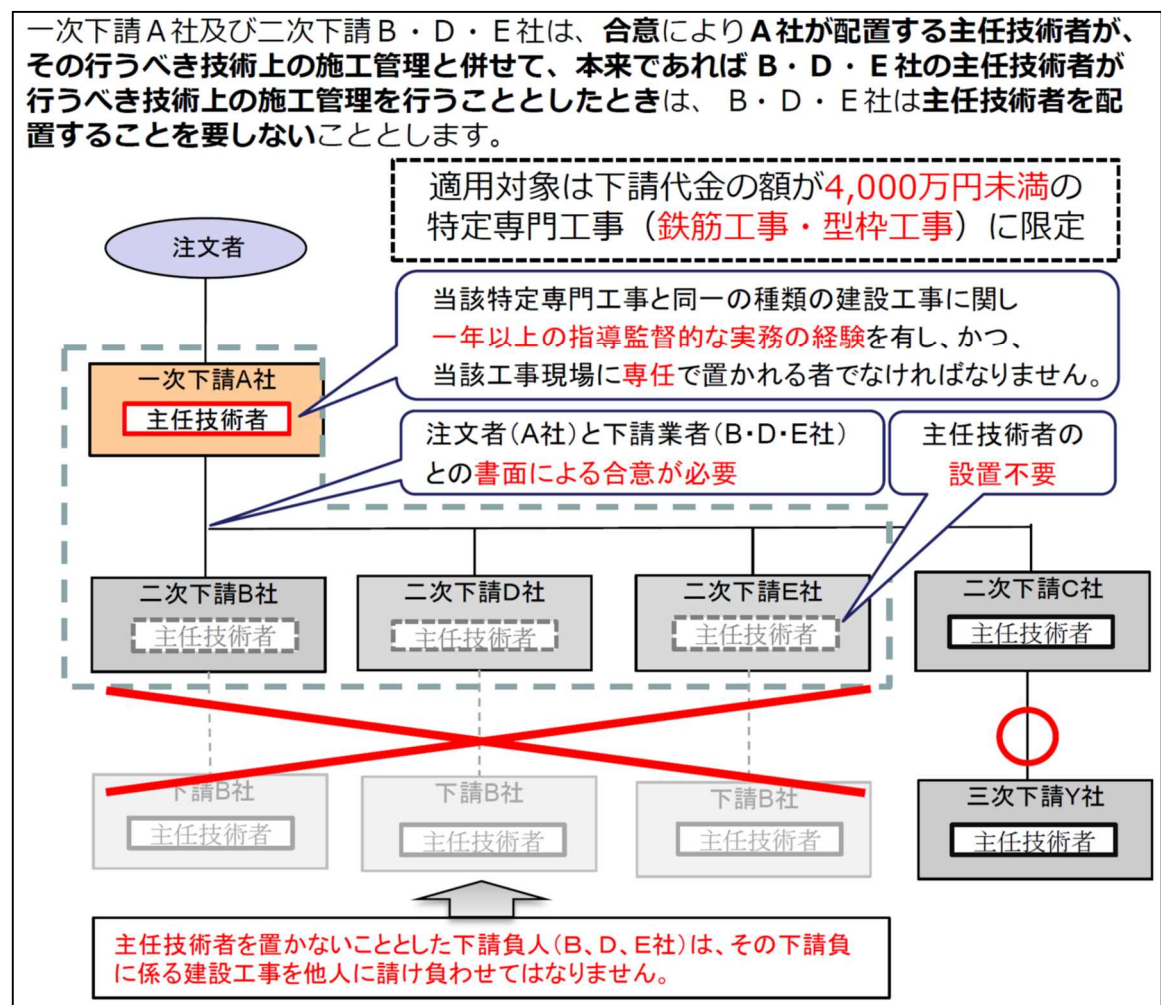


図5-3：特定専門工事を適用した場合

※例：一次下請の主任技術者が二次下請の主任技術を兼ねる場合

参考：「建設工事の適正な施工を確保するための建設業法（令和5.1版）」関東地方整備局 HP

5 監理技術者等の途中交代について

施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、建設工事の適正な施行の確保を阻害する恐れがあることから、当該工事における入札・契約手続の公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等が考えられる。

- (1) 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容に大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- (2) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- (3) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合

なお、いずれの場合であっても、受注者との協議により、交代の時期は工程の一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

あわせて、途中交代の監理技術者等についても、当該工事における入札・契約手続の公平性を確保するために、受注者との間の雇用関係が工事希望締切日（指名競争に付す場合であって希望申込みを伴わないものは開札日、随意契約による場合にあつては見積書の提出日）において、3か月以上直接的かつ恒常的であることが必要である。

また、協議においては、発注者からの求めに応じて、受注者が工事現場に設置する監理技術者等及びその

他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要である。
（「運用マニュアル（二一 二 監理技術者等の設置（４）監理技術者等の途中交代）」を参照）

監理技術者から主任技術者への途中交代については、受注者との協議により、工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、工事の規模、難易度等に応じ、一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないよう対応することが必要である。（国土交通省通知「建設業法施行令の一部を改正する政令について」（平成28年４月22日付事務連絡））ただし、総合評価方式の試行対象工事は除く。

専任から非専任への変更についても、受注者との協議により、工事の継続性、品質確保等に支障がないよう対応することが必要である。

なお、監理技術者等の交代については、標準仕様書に、本要綱によることが明記されている。

６ 監理技術者から特例監理技術者への変更（または特例監理技術者から監理技術者への変更）

監理技術者から特例監理技術者への変更あるいは特例監理技術者から監理技術者への変更は、工期途中での途中交代には該当しない。一方で、監理技術者が専任から兼務に変わり、監理技術者補佐を新たに専任で設置するなど、施工体制が変更となることから、事前に発注者に説明し理解を得なければならない。（「運用マニュアル（二一 二 監理技術者等の設置（４）監理技術者等の途中交代）」を参照）

工期途中に監理技術者が特例監理技術者として兼務する場合、受注者から「特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項③」を提出させる。

このほか、特例監理技術者及び監理技術者補佐の要件確認、現場体制の確認は「４ 工事着手時の監理技術者等の確認（２ 配置技術者等の確認（４）監理技術者の専任義務の緩和（特例監理技術者の配置要件）」による。

７ 主任技術者から監理技術者又は特例監理技術者への変更

当初は、主任技術者の設置で十分であった工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請負契約の契約金額の合計額が4,500万円（建築一式工事の場合は、7,000万円）以上となるような場合には、受注者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者又は、特例監理技術者及び監理技術者補佐を配置しなければならない。（「運用マニュアル（二一 二 監理技術者等の設置（３）主任技術者から監理技術者又は特例監理技術者への変更）」を参照）

また、主任技術者が複数の工事で兼務している場合において、大幅な工事内容の変更等により、どちらかの工事の途中で下請負契約の契約金額の合計額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合は、受注者は主任技術者に代え、所定の資格を有する監理技術者を配置することとなる。

その際、監理技術者の兼務は認められていないため（特例監理技術者の場合を除く）、兼務は解消となり、各々の工事に必要な技術者を配置しなければならないこととなる。新たに配置される監理技術者等についても、当該工事における入札・契約手続の公平性を確保するために、本要綱第３第１項第２号に示す雇用期間を有するものとする。

８ 現場代理人等の交代について

監督員は、現場代理人及び監理技術者等の執行につき著しく不適当を認められるとき及び受注者が工事を施行するために使用している下請負人、労働者等で工事の施行又は管理につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示して、必要な措置を講じることができる（約款第11号第１項、２項を参照）。

９ 工事实績情報システム（コリンズ）への変更登録

監督員は、次に掲げる変更時には、受注者にコリンズへの変更登録を指示する。この場合、監督員は、変更登録前に（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録のための確認のお願い」の提出を受け、その登録内容を確認し、変更登録後に（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の提出を受け、コリンズに変更内容が正しく登録されていることを確認する。

なお、「登録のための確認のお願い」及び「登録内容確認書」は、書面に限らずコリンズから監督員に電子メールで送付されるものでも差し支えないものとする。

- (1) 当初の契約金額が500万円以上の工事において、工期、配置技術者等（現場代理人及び監理技術者等）、請負金額に変更があった場合
- (2) 契約金額が当初500万円未満で、変更契約により500万円以上になった場合
- (3) 契約金額が当初500万円以上で、変更契約により500万円未満になった場合

10 下請負契約の適正化

受注者は、工事の一部を下請負により施行する場合は、優良な下請負人（建設労働者、資材業者及び機械器具業者を含む。）を選定し、法第19条第1項各号に掲げる事項等を記載した書面により契約を締結することによって、下請負契約等の適正化を図るとともに、下請負による工事の適正な施行を確保することが求められる。

また、下請負契約の予定額は、工事外注計画の立案により適正に把握する必要がある。

一般的に、工事現場においては、総合的な企画及び指導の任務を遂行する監理技術者等を中心とし、専門工事業者等により施工体制が構成される。その際、建設工事を適正に施行するためには、工事のどの部分を専門工事業者等の施行として分担させるのか、また、その額がどの程度となるのかなどについて、工事外注計画を立案しておく必要がある。工事外注計画としては、受注前に立案される概略のものから工事施行段階における詳細なものまで考えられる。受注者は、監理技術者等の設置の可否を判断するため、工事受注前にはおおむねの計画を立て、工事受注後速やかに、工事外注の範囲とその額に関する工事外注計画を立案し、下請負契約の予定額を的確に把握するとともに、工事外注計画は工事の進捗段階に応じて必要な見直しを行う必要がある。（「運用マニュアル（二一 工事外注計画の立案（1）工事外注計画と下請契約の予定額）」を参照）

11 著しく短い工期の禁止

注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない（法第19条の5）。受注者が著しく短い工期とする下請請負契約の疑いがある場合には、受注者の監理技術者等に対して、ヒアリングを行う。

- (1) 著しく短い期間であることの判断

工事の内容や工法などによるため一律に判断することは困難である。そのため、監督員は休日や雨天による不稼働日など、中央建設業審議会において作成した「工期に関する基準」（令和2年7月20日中央建設業審議会決定）で示した事項が考慮されていることや過去の同種類工事の実績との比較等を行う。

- (2) 受注者が下請業者と著しく短い工期で下請契約を締結していると疑われる場合の対応

監督員は、「14. 建設業法又は約款等に違反する行為等があった場合の措置」に準じた措置を講じる（入契法第11条）。

12 一括下請負について

建設業法（法第二条第四項）において「下請負契約」は、「建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者」と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約」と定められている。

「請負契約」とは、「当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を与えることを約する契約」であり、単に使用者の指揮命令に従い労務に服することを目的とし、仕事の完成に伴うリスクは負担しない「雇用」とは区別される。受注者は、このような点を踏まえ、工事外注の範囲を明らかにしておく必要があり、公共工事については全面的に一括下請負が禁止されている（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（第14条）。「運用マニュアル（二一 工事外注計画の立案（2）下請契約）」を参照）

一括下請契約については、平成28年10月14日付国土建第276号「一括下請負の禁止について」を参照するとともに、下記項目に該当しないよう留意する。

- (1) 受注者がその下請負工事の施行に実質的に関与することなく、以下の場合に該当するときは、一括下請負に該当する。

ア 請け負った工事の全部又はその主たる部分について、自らは施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合

イ 請け負った工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事について、自らは施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合

(2)「実質的に関与」とは、受注者が自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことをいう。

受注者は、次に掲げる事項を全て行うことが必要である。

- ア 施工計画の作成：請け負った工事全体の施工計画書等の作成、下請負人の作成した施工要領書等の確認、設計変更等に応じた施工計画書等の修正
- イ 工程管理：請け負った工事全体の進捗確認、下請負人間の工程調整
- ウ 品質管理：請け負った工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた確認
- エ 安全管理：安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等請け負った工事全体の労働安全衛生法に基づく措置
- オ 技術的指導：請け負った工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認、現場作業に係る実地の総括的技術指導
- カ その他：発注者等との協議・調整、下請負人からの協議事項への判断・対応、請け負った工事全体のコスト管理、近隣住民への説明

なお、受注者は、法第26条第1項及び第2項に基づき、工事現場における工事の施行上の管理をつかさどる監理技術者等を置かなければならないが、単に現場に監理技術者等を置いているだけでは上記の事項を行ったことにはならず、また、現場に受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な監理技術者等が置かれなない場合には、「実質的に関与」しているとはいえない。

(3) 上記(1)アについて、「その主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合」とは、下請負に付託された工事の質及び量を勘案して個別の工事ごとに判断しなければならないが、例えば、本体工事のすべてを一業者に下請負させ、付帯工事のみを自ら又は他の下請負人が施工する場合や、本体工事の大部分を一業者に下請負させ、本体工事のうち主要でない一部分を自ら又は他の下請負人が施工する場合等が典型的なものである。

(具体的事例)

- ア 建築物の電気配線の改修工事において、電気工事のすべてを一社に下請負させ、電気配線の改修工事に伴って生じた内装仕上工事のみを受注者が自ら施行し、又は他の業者に下請負させる場合
- イ 戸建住宅の新築工事において、建具工事以外のすべての工事を一社に下請負させ、建具工事のみを受注者が自ら施行し、又は他の業者に下請負させる場合

上記(1)イについて、「請け負った工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事について、自らは施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合」とは、次のような例をいう。

(具体的事例)

- ア 戸建住宅10戸の新築工事を請け負い、そのうち1戸の工事を一社に下請負させる場合
- イ 道路改修工事2キロメートルを請け負い、そのうち500メートル分について施工技術上分割しなければならない特段の理由がないにもかかわらず、その工事を一社に下請負させる場合

13 「実質的に関与」していることの確認方法

一括下請負の疑義がある場合には、まず、受注者の監理技術者等に対して、具体的にどのような作業を行っているのかヒアリングを行う。ヒアリングの際、その請け負った工事の施工管理等に関し、十分に責任ある受け答えができるか否かがポイントになる。また、必要に応じて、下請負人の主任技術者からも同様のヒアリングを行うことが有効である。

その場合、受注者が作成する日々の作業打合せ簿、それぞれの請負人が作成する工事日報、安全指示書等を確認して、実際に行った作業内容を確認することが有効である。これらの帳簿の中に、具体的な作業内容が記載されていない場合又は記載されていても形式的な参加にすぎない場合等は一括下請負に該当する可能性が高いと言える。

14 建設業法又は約款等に違反する行為等があった場合の措置

必要に応じて、契約担当課へ報告するとともに、入契法第11条に基づき都市整備局市街地建築部建設業課に通知する。

第6 検査時の確認及び成績評定時の対応

- 第6 監督員は、完了検査時等における検査員（東京都水道局財務規程（昭和35年水道局管理規程第22号）第268条第1項で指定する職員をいう。）への施工内容等の説明について、受注者の監理技術者等が的確に対応しているかを確認する。
- 2 監督員は、施工体制、監理技術者等の技術力及び検査対応について問題があった場合には、工事成績評定報告書の各評定項目により適切に評価し、成績評定に反映させるものとする。

【解説】

1 完了検査時等における受検態勢の確認

検査員に対する施工内容等の説明は、本来受注者の監理技術者等が行うべきものであり発注者と受注者との関係の明確化の原則から、監督員は、発注者側の代表として、契約関係の立場を適正に保つとともに、監理技術者等が的確に対応するよう受注者を指導し、その説明状況を確認する。

2 成績評定時の対応

施工体制、監理技術者等の技術力及び検査対応について問題があった場合、工事成績評定報告書にその事実についての具体的見解を記入する。

なお、所見欄及び総合所見欄に記入しきれない場合は、必要に応じて別紙に記入し、工事成績評定報告書に添付する。

第7 Q & A

Q1. 技術者の専任や監理技術者の設置を判断する際の金額は、消費税込みか

技術者の専任制（請負金額が4,000万円以上、ただし建築一式工事の場合は8,000万円以上）、監理技術者の設置の必要性（下請負金額が4,500万円以上、ただし建築一式工事の場合は7,000万円以上）を判断する際の金額は、消費税込みの金額となります。（平成13年4月3日国総建第97号『建設業許可事務ガイドライン』【その他】2.）

Q2. 変更された監理技術者又は主任技術者の雇用期間はどのように考えるのか

変更された監理技術者又は主任技術者についても、受注者と工事希望締切日時点において、3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係を有していなければならないとされています。

（本文リンク⇒P.22）

Q3. 施工体制台帳とはどのようなものか

建設業は他産業に類をみないほど重層化した下請負構造を有しています。このような特色を有する建設業において建設工事の適正な施行を確保するためには、発注者から直接工事を請け負った建設業者が、直接の契約関係にある下請負業者のみならず、当該工事の施工に当たるすべての建設業者を監督しつつ工事全体の施工を管理することが必要となります。

このため、平成27年4月1日以降に契約を締結した工事であれば、その下請負契約の金額にかかわらず、受注者が下請負契約を締結した時に、施工体制台帳を工事現場ごとに備え付ける必要があります。（法第24条の7第1項、入契法第15条第1項）

また、施工体制台帳の様式は、建設業法では定められておりませんが、建設業法で定められた記載項目を記載した施工体制台帳とする必要があります。

（本文リンク⇒P.17）

Q4. 施工体制台帳には全ての下請負契約書の写しを添付しなければならないか

公共工事に係る施工体制台帳については、二次以下の下請負契約についても請負金額を明記した下請負契約書の写しを添付しなければならないとされています。（法規則第14条の2第2項第1号）

（本文リンク⇒P.18）

Q5. 請負契約書（下請負契約書含む）に代えて請書・注文書を使用してもよいのか

建設工事の請負契約書（下請負契約書を含む）には、以下の事項が記載されていなければならない、契約当事者双方が署名または記名押印して相互に交付しなければなりません。（法第 19 条第 1 項）

①工事内容 ②請負代金の額 ③工事着手の時期及び工事完成の時期 ④請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法 ⑤当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め ⑥天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め ⑦価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更 ⑧工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め ⑨注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め ⑩注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し時期 ⑪工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法 ⑫工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容 ⑬各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 ⑭契約に関する紛争の解決方法 ⑮工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容、⑯その他国土交通省省令で定める事項

通常の請書は、上記の事項が網羅されておらず、かつ、受注者の署名または記名押印しかないため、建設業法でいう請負契約書にはあたりません。したがって、施工体制台帳に添付すべき下請負契約書の写しは請書の写しをもってあててはできません。

しかし、建設業者間の実際の取引現場においては注文書及び請書により請負契約を締結していることから、以下の 2 つの場合について、それぞれの要件を全て満たすときは法第 19 条第 1 項の規定に違反しないとされています。

（1） 契約当事者間で基本契約書を締結した上で、具体の取引については注文書及び請書の交換による場合

- ア 基本契約書には、個別の注文書及び請書に記載される事項を除き、法第 19 条第 1 号各号に掲げる事項を記載し、当事者双方が署名または記名押印をして相互に交付すること。
- イ 注文書及び請書には、法第 19 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項その他必要な事項を記載すること。
- ウ 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことが明記されていること。
- エ 注文書には注文者が請書には受注者がそれぞれ署名または記名押印すること。

（2） 注文書及び請書の交換のみによる場合

- ア 注文書及び請書のそれぞれに同内容の基本契約約款を添付または印刷すること。
- イ 基本契約約款には、注文書及び請書の個別的記載事項を除き、法第 19 条第 1 項各号に掲げる事項を記載すること。
- ウ 注文書または請書と基本契約約款が複数枚に及ぶ場合は、割印を押すこと。
- エ 注文書及び請書の個別的記載欄には、法第 19 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項その他必要な事項を記載すること。
- オ 注文書及び請書の個別的記載欄には、それぞれの個別的記載欄に記載されている事項以外の事項については基本契約約款の定めによるべきことが明記されていること。
- カ 注文書には注文者が、請書には受注者がそれぞれ署名または記名押印すること。

（平成 12 年 6 月 29 日付建設省経建発第 132 号建設省建設経済局建設業課長から各都道府県主管部局長あて「注文書及び請書による契約の締結について」）

Q6. 施工体系図とはどのようなものか

施工体系図は、各下請負人の施工分担関係を表示した、いわば施工体制台帳の要約版であり、公共工事では、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければなりません。（法第 24 条の 7 第 4 項、入契法第 15 条第 1 項）

Q7. 施工体制台帳や施工体系図に記載する業者の基準はあるか

施工体制台帳や施工体系図には、建設工事の全部又は一部を完成する目的で請負契約を締結した建設業者等を記載することとされています。

なお、建設工事とは法第2条第1項で規定されている29種類の工事を指しています。

(法第24条の7第1項、第4項)

【建設業法第2条第1項で規定されている29種類の工事】

- 1.土木一式工事 2.建築一式工事 3.大工工事 4.左官工事 5.とび・土工・コンクリート工事
- 6.石工事 7.屋根工事 8.電気工事 9.官工事 10.タイル・れんが・ブロック工事 11.鋼構造物工事
- 12.鉄筋工事 13.舗装工事 14.しゅんせつ工事 15.板金工事 16.ガラス工事 17.塗装工事
- 18.防水工事 19.内装仕上工事 20.機械器具設置工事 21.熱絶縁工事 22.電気通信工事
- 23.造園工事 24.さく井工事 25.建具工事 26.水道施設工事 27.消防施設工事
- 28.清掃施設工事 29.解体工事

Q8. 産業廃棄物処理（収集・運搬・処理等）業者は施工体制台帳や施工体系図に記載する必要があるか

法第24条では「委託その他何らかの名義をもってするを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなして、この法律を適用する。」と定めています。ここでいう建設工事とは同法第2条第1項で定められている29工事を指しています。

産業廃棄物の収集・運搬・処分のみを廃棄物処理法に基づくこれらの許可を得た業者に委託する場合、契約の内容が上記の建設工事に該当しないため建設業法上の請負契約にはあたりません。

施工体制台帳及び施工体系図は、当該建設工事の全部又は一部を完成する目的で請負契約を締結した建設業を営む者（下請負次数や建設業許可の有無に関わらず当該建設工事の施工に携わる下請業者の全て）について策定するものとされていますので、建設業法上は施工体制台帳及び施工体系図へ記載する必要はありません。しかし、水道局では、施工計画書記載要領に、施工体制台帳の作成範囲を除いた下請負計画を記載することと定めているため、施工計画書へ記載が必要となります。

Q9. 交通整理員やガードマンの業務委託契約は、施工体制台帳に記載する必要があるか

交通整理員やガードマンに関する警備会社との業務委託契約については、建設業法第24条に定める建設工事の請負契約に該当しないため、建設業法上は施工体制台帳へ記載する必要はありません。しかし、水道局では、更なる工事施行の適正化のために一次下請負人となる警備会社を記載するよう標準仕様書で定めているため、記載が必要となります。

Q10. 一次下請負から二次下請負に4,500万円（建築工事は7,000万円）以上の下請負契約をした場合、一次下請負業者は特定建設業の許可が必要か

特定建設業の許可は元請の場合のみ必要であり、一次下請負の場合は、4,500万円以上（建築工事の場合は、7,000万円以上）の下請負契約をしても特定建設業の許可は不要であり、一般建設業の許可で足ります（法第16条）。なお、二次下請負以降の下請負契約の場合についても同様に、一般建設業の許可で足ります。

Q11. 一次下請負人から二次下請負人に4,500万円（建築工事は7,000万円）以上の下請負をする場合、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければならないか

「発注者から直接工事を請け負った建設業者で、下請負金額が4,500万円以上（建築工事の場合は、7,000万円）以上となる場合は、受注者は主任技術者に代えて監理技術者を専任で配置しなければならない」とされています。（法第26条第2項）

したがって、一次下請負業者は、発注者から直接工事を請け負った建設業者には該当しないため、4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の二次下請負契約を行っても、監理技術者の専任配置は必要ありません。（主任技術者を専任配置すればよい）

Q12. 受注者の監理技術者等は、工事現場への専任を要しない期間に別工事の監理技術者等になることはできるか

監理技術者等の専任を要しない期間における他の専任工事への従事は、「工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間」に限定されています。

また、受注者の監理技術者等は専任を要しない期間に、別工事の専任を要しない監理技術者等として従事することは可能です。

(本文リンク⇒P.8)

Q13. 現場代理人の常駐を要しない期間とは

工事請負契約書第9条第3項（現場代理人及び主任技術者等）に該当する場合に限定して、現場代理人は工事現場への常駐を要しないことができます。

Q14. 常駐とは

「常駐」とは現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること。（「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について（改正）」（国土建第309号平成30年12月3日））

(本文リンク⇒P.8)

Q15. 監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証

平成28年6月1日より、資格者証の裏面に修了履歴を貼り付けることにより1枚に統合されています。平成28年6月1日以降に資格者証または修了履歴の交付を受けるまでは、監理技術者講習修了証を携帯することが望まれています。資格者証に修了履歴が貼り付けられていない場合、監理技術者講習修了証で有効期限を確認する必要があります。

(本文リンク⇒P.6,20)

Q16. 特定専門工事に該当する場合、上位下請と下位下請が合意すべき事項は？

法第26条の3の規定により、上位下請の主任技術者が下位下請の主任技術者が行うべき工事の施工管理を自身の本来行うべき施工管理と併せて行う場合に、上位下請と下位下請が合意すべき事項は、以下のとおりです。（法施行令第17条の6）

- ・特定専門工事の内容
- ・特定専門工事の下請契約の請負代金額の額
- ・他に特定専門工事に該当する下請契約があるときは、それらの請負代金の額の総額
- ・元請負人（上位下請）が置く主任技術者の氏名及び有する資格

なお、法第26条の3第6項第1号の基準を満たしていることを証する書面及び主任技術者を専任で設置する旨の上位下請の誓約書の添付が必要です。

(本文リンク⇒P.20)